第 2 部

業務の概要

(令和6年度の実績)

1 相談の受付と援助の状況

児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和3年度まで 相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和4年度以降 令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

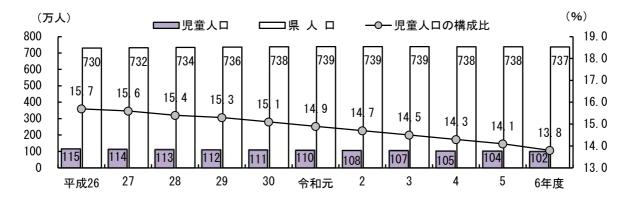
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

(1) 相談の状況

ア 児童人口(令和7年1月1日現在、埼玉県町(丁)字別人口調査より)

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成26年度の約115万人から令和6年度は約102万人となり、この10年間で約13万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この年間で約1.9ポイント低下し、令和6年度には13.8%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移(さいたま市を含む)

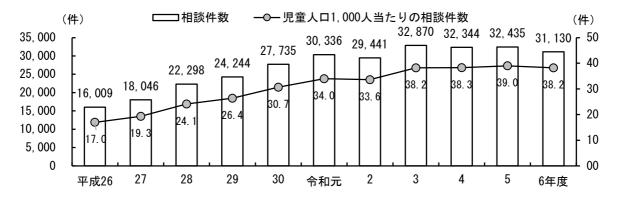


イ 相談件数(福祉行政報告例第43表より)

全児童相談所の受付相談件数は、令和6年度は31,130件で、前年度に比べ1,305件、4.0%の減少となっている。

また、令和6年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.2件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況(福祉行政報告例第44表より)

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の56.9%を占めており、以下、障害相談26.1%、育成相談6.6%、非行相談2.2%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の17,712件の中には、児童虐待相談の13,205件が含まれる。これは令和6年度に受付けた相談の総件数31,130件の42,4%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表 1 相談内容別受付状況

相談内容	R2年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
養 護 相 談	18, 718	19, 446	20, 184	19, 423	17, 712
保健相談	34	27	41	45	53
障害相談	5, 112	8, 053	7, 030	7, 445	8, 120
非 行 相 談	424	478	647	713	699
育成相談	1, 411	1, 587	1, 839	2, 110	2, 049
その他の相談	3, 742	3, 279	2, 603	2, 699	2, 497
計	29, 441	32, 870	32, 344	32, 435	31, 130

エ 経路別受付状況(福祉行政報告例第43表より)

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の37.8%、次に「都道府県・市町村」が27.6%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表2 経路別受付状況

受付経路	R2年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
都道府県•市町村	6, 341	8, 201	7, 772	8, 058	8, 595
児童福祉施設・里親等	135	156	167	163	166
警察等	12, 939	13, 094	14, 109	13, 443	11, 767
家庭裁判所	101	79	78	91	85
学校•教育委員会等	985	1, 045	958	1, 090	1, 098
保健所•医療機関	354	375	393	422	392
家族•親戚	5, 449	6, 421	5, 890	6, 177	6, 181
児童本人	337	372	351	330	328
児童委員	13	7	9	4	1
近隣•知人	2, 209	2, 529	2, 037	2, 036	1, 920
その他	578	591	580	621	597
dž	29, 441	32, 870	32, 344	32, 435	31, 130

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

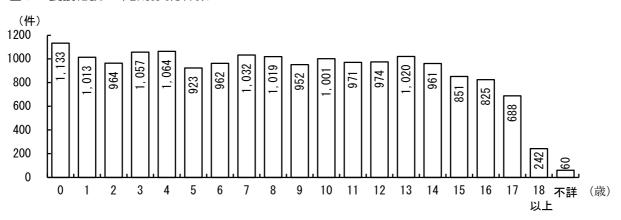
ア 養護相談(福祉行政報告例第44表より)

(ア) 年齢別受付状況

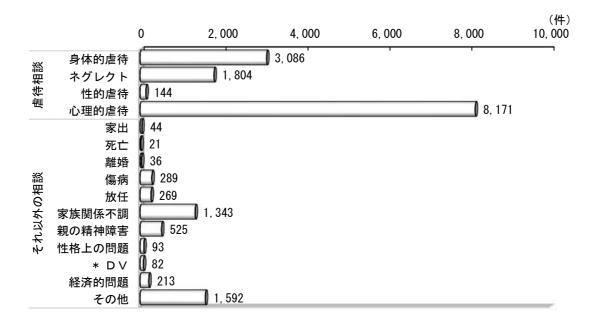
養護相談17,712件のうち、O歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は6,154件で、養護相談全体の34.7%を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ)相談の内容図4 養護相談の内容別受付状況



*「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況(さいたま市を含む)

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和6年度には15,781件となり、令和5年度から1,691件減少した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が9,852件(62.4%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,631件(23.0%)、「ネグレクト」2,114件(13.4%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移(さいたま市を含む)

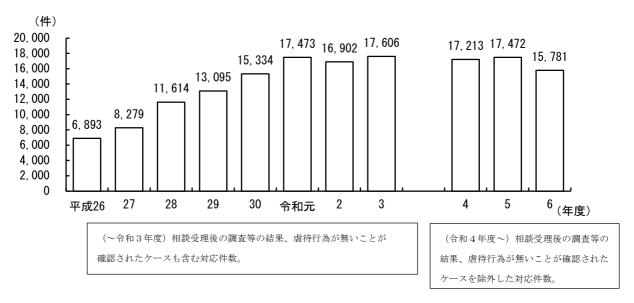


表3 虐待相談の内容(さいたま市を含む※)

※() 内数字は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待 ネグレクト		性的虐待	心理的虐待	計	
令和2年度	3, 819 (711)	2, 339 (506)	142 (28)	10, 602 (1, 996)	16, 902 (3, 241)	
令和3年度	3, 742 (641)	2, 352 (535)	157 (29)	11, 355 (2, 031)	17, 606 (3, 236)	

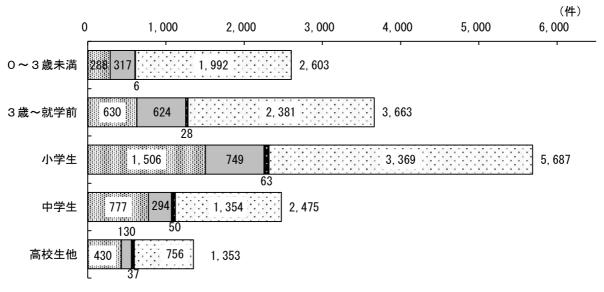
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	3, 608 (705)	2, 781 (655)	172 (49)	10, 652 (1, 933)	17, 213 (3, 342)
令和5年度	3, 765 (637)	2, 568 (495)	162 (32)	10, 977 (1, 957)	17, 472 (3, 121)
令和6年度	3, 631 (612)	2, 114 (357)	184 (33)	9, 852 (1, 730)	15, 781 (2, 732)

注)対応件数。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、O歳から就学前の乳幼児が6,266件、全体の39.7%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況(さいたま市を含む)



四身体的虐待 □ネグレクト ■性的虐待 □心理的虐待

主な虐待者を見ると、実母が全体の47.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の91.3%を占めている。

図7 主な虐待者(さいたま市を含む)

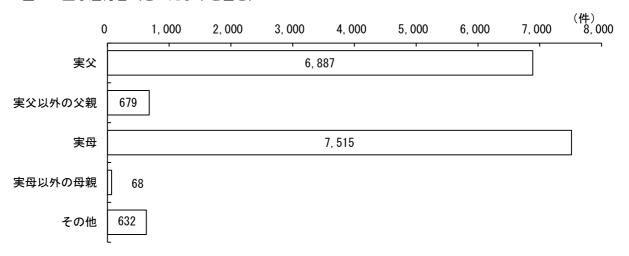


表4 主な虐待者の内訳(さいたま市を含む)

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

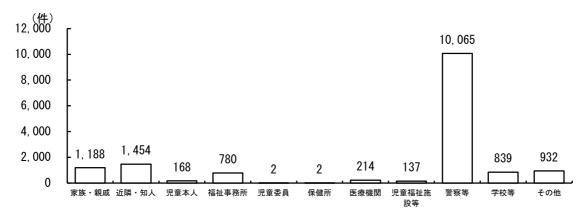
	実	父	実父以外の父親	実		実母以外の母親	その他	計
令和2年度		6, 849	763		8, 045	61	1, 184	16, 902
令和3年度		7, 217	795		8, 454	94	1, 046	17, 606

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	7, 157	750	8, 464	61	781	17, 213
令和5年度	7, 386	659	8, 666	47	714	17, 472
令和6年度	6, 887	679	7, 515	68	632	15, 781

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の63.8%、次いで近隣・知人の9.2%、家族・親戚の7.5%となっている。

図8 虐待相談の通告経路(さいたま市を含む)



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数(市町村別)

児相	市町村名	4年度	5年度	6年度	
	鴻巣市	179	214	220	
	上尾市	566	513	529	
	桶川市	127	101	105	
	久喜市	262	260	288	
中央	北本市	136	135	112	
	蓮田市	173	146	134	
	白岡市	61	75	61	
	伊奈町	114	115	93	
	管外·不明·県外	51	62	44	
	川口市	1,550	1,586	1,384	
<u></u>	蕨市	166	174	146	
南	戸田市	285	311	254	
	管外·不明·県外	49	23	53	
	川越市	705	672	765	
	東松山市	239	248	155	
	富士見市	280	289	277	
	鶴ヶ島市	165	143	171	
	日高市	96	127	100	
	坂戸市	209	170	196	
	ふじみ野市	270	272	246	
	三芳町	68	87	50	
	毛呂山町	65	58	36	
川 越	越生町	29	28	18	
	滑川町	35	36	36	
	嵐山町	8	43	50	
	小川町	38	36	68	
	川島町	23	30	32	
	吉見町	31	32	25	
	鳩山町	25	15	17	
	ときがわ町	22	36	24	
	東秩父村	0	2	2	
	管外·不明·県外	48	69	67	

児相別計(6年度)

中央 1,586 件

南 1,837 件

川越 2,335件

所沢 2,372 件

熊谷 1,568 件

越谷 1,795 件

草加 1,556 件

児相	市町村名	4年度	5年度	6年度
	所沢市	746	745	625
	飯能市	108	121	98
	狭山市	318	334	261
	入間市	331	358	293
所 沢	朝霞市	331	305	352
"	志木市	238	218	189
	和光市	216	211	178
	新座市	239	315	328
	管外·不明·県外	48	89	48
	熊谷市	325	447	370
	行田市	190	270	236
	秩父市	92	92	78
	加須市	298	266	224
	本庄市	196	183	140
	羽生市	86	96	90
	深谷市	289	315	220
能	横瀬町	10	10	9
熊 谷	皆野町	13	16	5
	長瀞町	22	13	4
	小鹿野町	6	9	19
	美里町	6	7	13
	神川町	15	9	16
	上里町	76	54	68
	寄居町	40	51	50
	管外·不明·県外	5	16	26
	春日部市	590	552	514
	越谷市	1,019	1,084	903
	幸手市	102	109	100
越谷	宮代町	60	80	65
	杉戸町	86	96	77
	松伏町	66	65	81
	管外·不明·県外	56	32	55
	草加市	703	745	625
	八潮市	224	261	282
草 加	三郷市	410	454	398
	吉川市	177	163	179
	管外·不明·県外	59	52	72
県児	相 小計	13,871	14,351	13,049
さいた	とま市児相	3,342	3,121	2,732
	合計	17,213	17,472	15,781

注) 児童虐待相談の件数については、12頁参照。

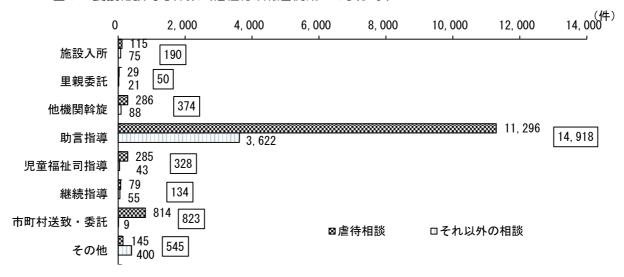
(工) 対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和6年度中に何らかの対応を行ったものは 17,362件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて240件あり、全体の1.4%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談対応件数(福祉行政報告例第45表より)



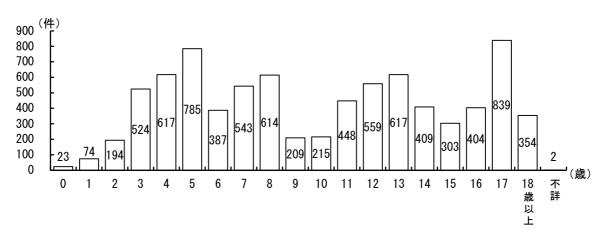
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

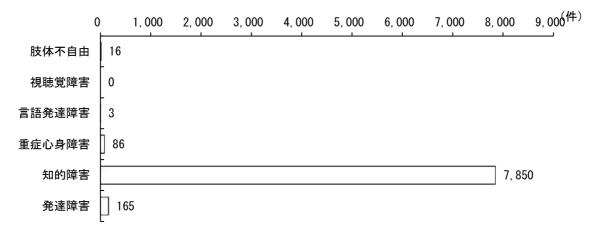
図10 障害児童相談年齢別受付状況(福祉行政報告例第44表より)



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和6年度に相談を受付けた8,120件のうち知的障害相談が7,850件(96.7%)を占めている。

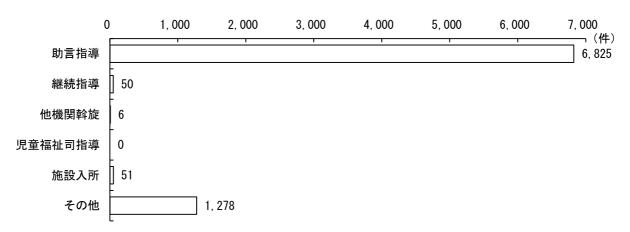
図11 障害相談の内容別件数



(ウ)援助状況

障害相談で、令和6年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は 8,210件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図12 障害相談の援助内容別件数(福祉行政報告例第45表より)



注)施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談8,210件を内容から見ると、「助言指導」が6,825件であり、 全体の83.1%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養 手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談(相談種類別)の援助内容

	助言指導	継続指導	他 機 関	児童福祉司	施設入所	その他	dž
肢体不自由相談	5	8	0	0	8	1	22
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	29	30	0	0	29	6	94
知的障害相談	6, 650	12	4	0	14	1, 245	7, 925
発達障害相談	138	0	2	0	0	26	166
āt	6, 825	50	6	0	51	1, 278	8, 210

注)施設入所には、措置4件と利用契約47件とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア)年齢別受付状況(福祉行政報告例第44表より)

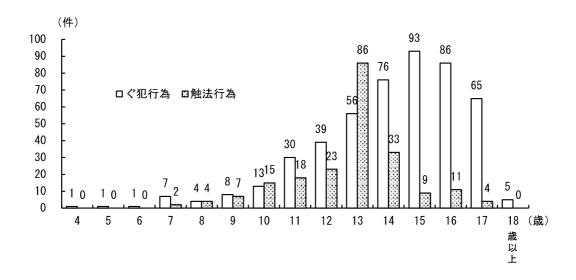
令和6年度に受理した非行相談の数は699件であり、前年度の713件から14件減少した。全相談受付件数31,130件の2.2%を占めている。

相談の内訳は、ぐ犯行為等相談が487件、触法行為等相談が212件であった。

ぐ犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が353件を数え、全体の50.5%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤な対応困難なケースも少な くない。

図13 ぐ犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が176件で最も多く、36.1%を占めている。 触法行為等相談では、「窃盗」が104件で最も多く、49.1%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	外 夜 泊 遊 ・ び	持ち出し	乱暴	不 良 交 友	傷害	飲酒•喫煙	怠	その他	計
男	54	23	30	40	14	7	3	9	2	42	224
女	122	16	61	21	7	13	0	6	0	9	255
不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	8
計	176	40	91	61	21	20	3	15	2	58	487

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	20 M215 % 5 10B(15 1135 2 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17									
	窃	強	器物破損	傷	恐	わ 強い	放	その	=	
	盗	盗	破 損	害	喝	いせつ 姦	火	他	- 1	
男	82	2	5	26	6	29	5	21	176	
女	22	0	0	7	1	1	0	4	35	
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
計	104	2	5	33	7	30	5	26	212	

(ウ) 援助状況(福祉行政報告例第45表より)

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談691件のうち、572件 (82.8%)が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは14件(2.0%)であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他 機 関 あっせん	児童福祉 司 指 導	施設入所	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	409	12	27	7	7	2	17	481
触法行為等相談	163	7	12	5	7	5	11	210
計	572	19	39	12	14	7	28	691

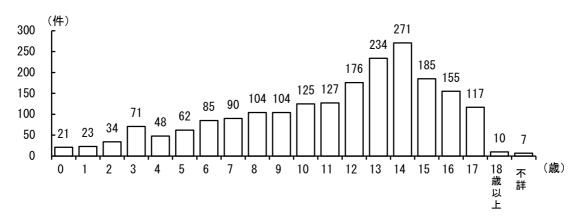
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
 - 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
 - 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置 (法第27条第1項第4号)を行ったものである。

工 育成相談

(ア)年齢別受付状況(福祉行政報告例第44表より)

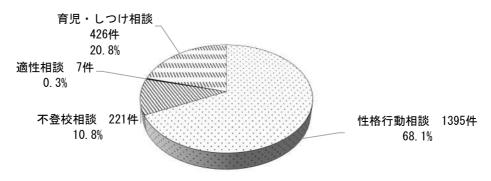
令和6年度の受付件数は2,049件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齡別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ)援助状況(福祉行政報告例第45表より)

育成相談について、令和6年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司 指導	施設入所 • 里親委託	その他	計
性格行動相談	1,265	27	22	4	3	54	1,375
不登校相談	196	3	2	0	0	20	221
適性相談	6	0	0	0	0	1	7
育児・しつけ相談	355	1	3	0	0	64	423
計	1,822	31	27	4	3	139	2,026

オ 保健相談・その他の相談(福祉行政報告例第45表より)

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	46	0	0	0	5	51
その他の相談	1,125	1	72	3	1,293	2,494

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

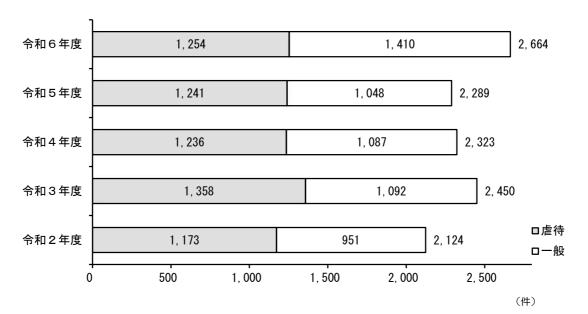
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和6年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,664件で、前年度に比べ16.4%増加した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜 間	深夜•早朝	休日の日中	合 計
	(18時~22時)	(22 時~翌8 時半)	(8 時半~18 時)	
虐 待 通 報	514	351	389	1, 254
虐待以外の相談	593	391	426	1, 410
受付合計	1, 107	742	815	2, 664

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



2 活動状況

(1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

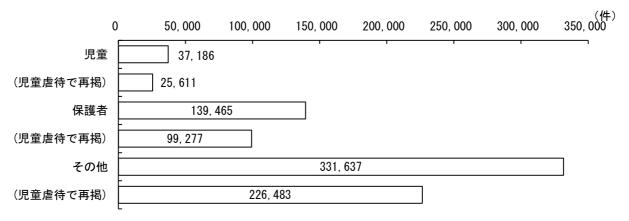
ア 調査・社会診断(福祉行政報告例第48表より)

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となって行う。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和6年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ508,288件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

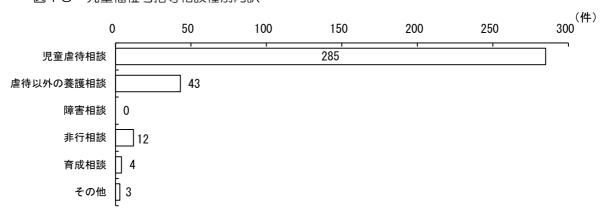


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の65.2%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

イ 児童福祉司指導(福祉行政報告例第45表より)

令和6年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は347件であり、その相談種 別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の94.5%を占めている。 児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

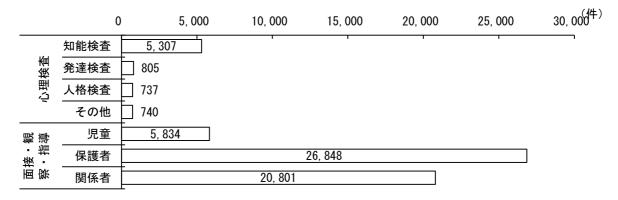


(2) 児童心理司の活動状況

アー心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導(福祉行政報告例第48表より)

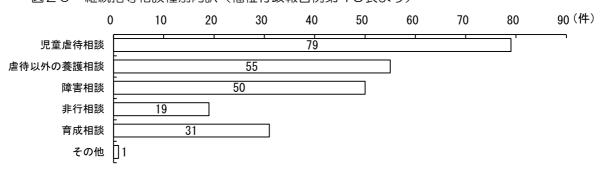


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和6年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて235件である。児童虐待相談を含む養護相談が134件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳(福祉行政報告例第45表より)



(3)「家族支援」の取組みについて

ア背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」 という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

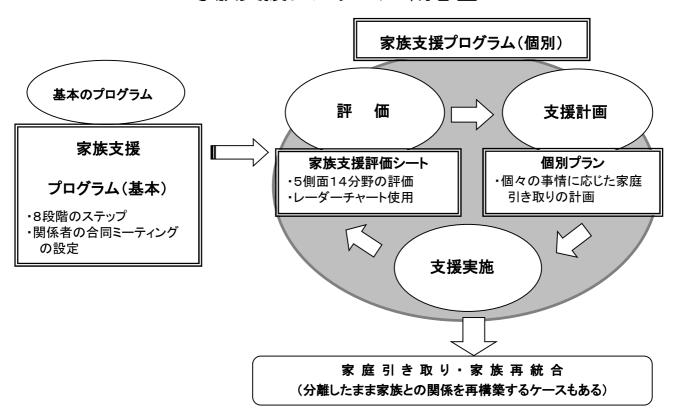
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日 策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家族支援評価シートにより評価し、基本の家族支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

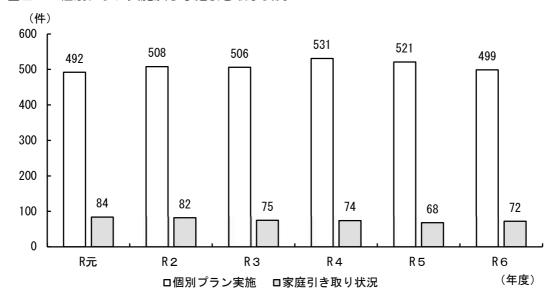


家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階の ステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関 が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、こどもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に(ケースによっては児童や関係者にも)示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和6年度の個別プラン実施件数は499件であり、うち72件が家庭引き取りとなった。 家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

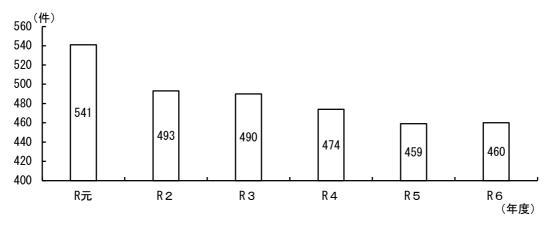
図21 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図22 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され(常勤1名、非常勤2名)、計834件の診察等を行った。

なお、常勤の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

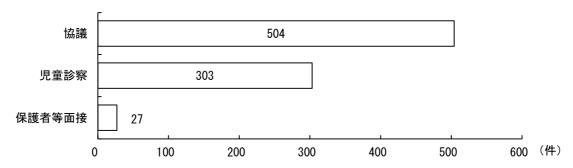
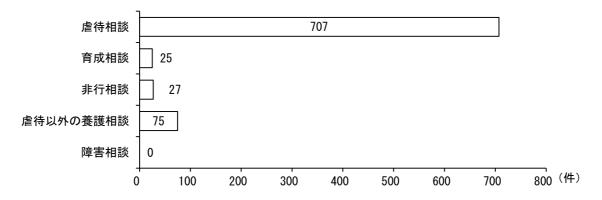


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況(福祉行政報告例第47表より)

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和6年度に中央、南、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の80.8% (児童虐待62.5%、養護相談その他18.3%) を占め、次いで非行相談・育成相談のそれぞれ9.4%となっている。児童の安全を確保するため に児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表13 相談・年齢階層別一時保護の受付状況(一時保護所分)

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
0~ 5歳	165	132	0	0	0	0	165
6~11歳	348	294	0	8	24	0	380
12~14歳	276	202	3	48	60	0	387
15歳以上	218	151	2	61	33	0	314
計	1, 007	779	5	117	117	0	1, 246

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である。

令和6年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14-1 相談・年齢階層別一時保護の委託状況(委託保護分)

	養護相談	内、児童虐待	障害相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	<u></u>
0~ 5歳	382	217	2	0	0	0	384
6~11歳	243	176	8	0	11	0	262
12~14歳	141	113	8	0	39	0	188
15歳以上	110	77	0	17	20	0	147
計	876	583	18	17	70	0	981

表14-2 機関別委託解除状況(委託保護分)

			未 红	委託解除			委	託機関(年度中の解除数)	١		
		委託		女可胜陈	警	察	等	児童福祉施設	里 親	そ	の	他
児	童	数	981	994			3	475	335			181
延	ベ日	数	_	46, 420			3	32, 896	6, 853		6,	668

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況(一時保護所分)

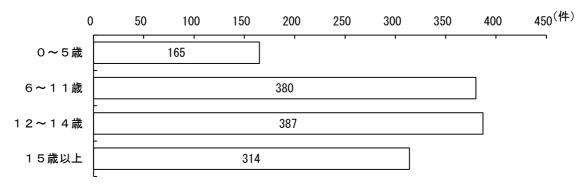


図26 児童相談所別一時保護児童受付数(一時保護所分)

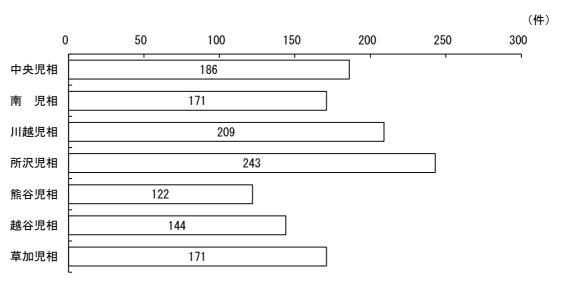


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	32. 4	32. 6	32. 5	31.5	34. 2	35. 6	34. 6	35. 7	33. 8	33. 5	36. 5	33. 4
南児相	30. 3	33. 6	34. 8	36.8	35. 5	36. 9	32. 7	31. 2	34. 9	34. 0	35. 4	32. 3
所沢児相	29. 3	33. 0	29. 0	27. 2	30. 5	34. 8	35. 6	33. 6	34. 0	34. 1	37. 0	34. 0
熊谷児相	24. 5	25. 7	26. 6	27. 9	26. 1	30. 0	30. 2	29. 5	26. 4	27. 3	29. 9	27. 0
越谷児相	33. 1	34. 8	33. 1	34. 3	34. 7	35. 9	36. 2	35. 3	34. 6	36. 9	37. 5	35.8

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である

図27 一時保護所退所後の状況

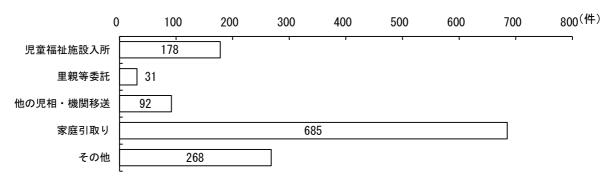


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相 談	非行相談	育成相談	保健・	計
103451145503.50	457	10 02	10	44	C 03 10	470
児童福祉施設入所	157	0	10	11	0	178
里親等委託	27	0	0	4	0	31
他の児相・機関移送※	63	0	16	13	0	92
家庭引取り	547	5	74	59	0	685
その他	227	1	16	24	0	268
計	1, 021	6	116	111	0	1, 254

^{※「}他の児相・機関移送」には「家庭裁判所送致」を含む

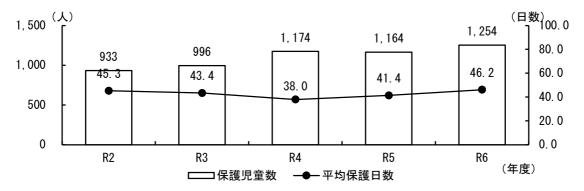
令和6年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	熊谷	越谷	合計
A 保護児童数(退所児童数)	252	237	278	192	295	1, 254
B保護延べ日数	12, 073	11, 349	11, 815	10, 504	12, 148	57, 889
C1日当たり平均児童数(B/365)	33. 1	31. 1	32. 4	28. 8	33. 3	158. 6
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	47. 9	47. 9	42. 5	54. 7	41. 2	46. 2

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を 図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



(1) 児童福祉施設

ア 児童福祉施設(障害児施設を除く)への入退所状況(福祉行政報告例第50表より) 令和6年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児 童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を 確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表 18 児童福祉施設入退所状況

施	弘	入所児童数	退所児童数	R7年3月末日 現在
乳 児 院		89	98	148
児童養護施設		142	150	1, 010
児童心理治療施	記	21	13	63
児童自立支援施	記	18	27	31
計		270	288	1, 252

注)県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む

イ 障害児施設への入所状況

令和6年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、 県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表19 障害児施設への入所状況

施設	児童数		
知的障害児施設	128		
肢体不自由児施設	12		
重症心身障害児施設	107		
その他	3		
計	250		

- 注1 令和7年3月1日現在の速報値、県外施設への入所も含む。
 - 2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和6年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院からは家庭引取りが最も多く、退所児童数に占める割合は41.8%であった。また、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多くそれぞれ76.9%、59.3%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く37.3%であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭 引取り	児童福 祉施設 へ変更	満齢	里親委託	就職	成人 施設 入所	就学就園	目的 達成 のため	家庭 環境 改善	その他	計
乳児院	41	31	2	21	0	0	0	0	0	3	98
児童養護 施設	56	5	9	8	20	12	2	0	0	38	150
児童心理 治療施設	1	10	0	0	0	0	0	0	0	2	13
児童自立 支援施設	16	8	0	0	0	2	0	0	0	1	27
計	114	54	11	29	20	14	2	0	0	44	288

図29 乳児院退所理由の内訳

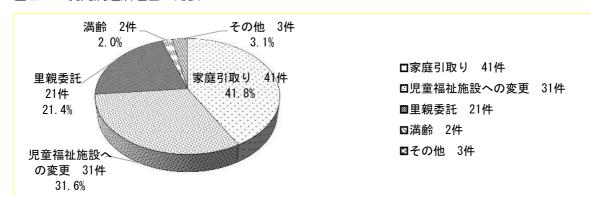
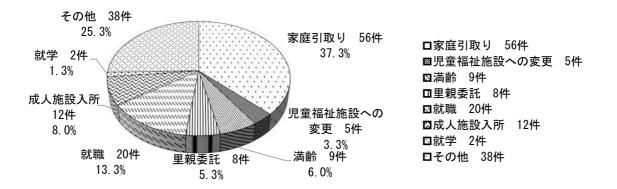


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子 縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録 更新(研修の受講)の実施が義務付けられた。



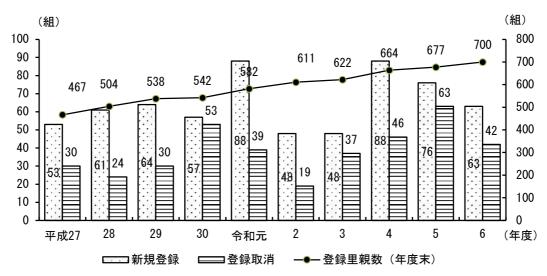


表21 里親の種類別登録数(令和6年度 単位:組)

		前年度末現在	新規(年度中)	取消(年度中)	年度末現在
	登 録 里 親 数	679	63	42	700
	養育里親数	674	61	41	694
再	専門里親数	21	3	1	23
親族里親数		5	1	0	6
1,5	養子縁組里親数	502	51	33	520

イ 委託の状況

令和6年度末の登録里親700組のうち、216組の里親に児童が委託されている。 令和6年度末現在238人の児童が里親に委託されている。令和6年度中に新たに委託された児童は98人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が40.8%、家庭からの委託が25.5%である。

図32 委託児童数の推移(各年度末現在) (福祉行政報告例第57表より)

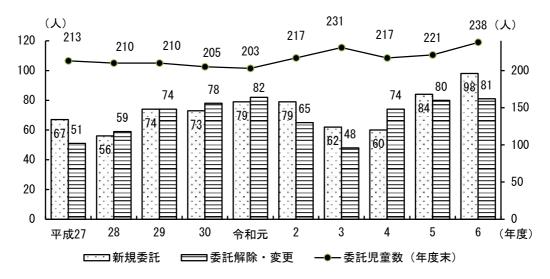
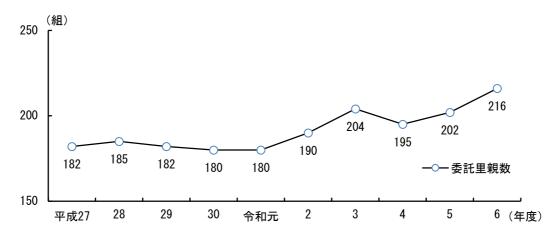


図33 委託里親数の推移(各年度末現在)



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム(小規模住宅型児童養育事業)は、平成21年度に創設された制度で、令和6年度末現在で24か所、82人の児童が委託されている。

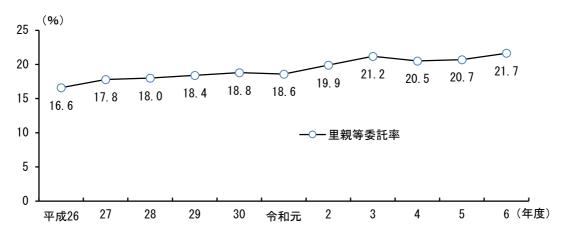
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数(各年度末現在)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ホーム数	法人型	6	6	5	4	4	3
	個人型	13	15	16	18	20	21
	計	19	21	21	22	24	24
委託児童数 (人)		84	88	87	91	84	82

注1)法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移(各年度末現在)



※里親等委託率=(里親委託+ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和6年度末で23組が登録しており、委託されている児童は5人である。

オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修(里親サロン等)

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事 業 名	対 象 里 親		回 数	延べ参加者数
	委託直後研修	委託直後の里親子		110	55名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子		60	35名
中央	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子		60	34名
		Ŋ١	計	230	124名
	年少児サロン	委託後2年未満の里親子		110	171名
南	年長児サロン	小学生以上を委託中の里親		40	46名
		IJι	計	150	217名
	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子		110	207名
川越	思春期サロン	小学 5 年生以上を受託している里親	ļ	60	52名
		IJι	計	170	259名
	里親委託直後サロン	委託直後の里親子(小学校低学年以	下)	110	165名
所沢	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親		60	65名
		IJ١	計	170	230名
熊 谷	委託直後研修 (ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子		100	103名
		IJ١	計	100	103名
	委託直後研修	委託後1年未満の里親子		130	159名
越谷	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親		30	31名
		IJ١	計	160	190名
	委託直後研修	委託後1年までの里親子		100	57名
草加	里親サロン	委託中及び未委託の里親		30	9名
		小	計	130	66名

(イ) 地域里親会による活動(里親同士の情報交換、親睦)

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事 業 内 容	回数•参加数
ф ф	里親子レクリエーション(宿泊・日帰り、那須サファリパーク等)	29名
中 央 ゆずりは会	おやじの会(宿泊・日帰り、バーベキュー)	30名
MANINE	ボウリング大会・食事会	60名
_	ファミリーレクリエーション(三浦半島・横浜市内)	57名
南 はなみずき会	クリスマス会	82名
INAWY CE	いちごの会	151名
	親子レクリエーション(卓球教室)	1 5名
	親子レクリエーション	18名
	(春レク:「農業体験&カレー作り in 狭山(牛尾農園)」)	104
	親子レクリエーション	26名
川越	(夏レク:「千葉県鴨川温泉と鴨川シーワールド」)	200
はつかり会	親子レクリエーション:新年会	50名
	中高生レクリエーション	中高生等6名
	はつかり会研修(児相と共催・Zoom と会場のハイブリッド)	Zoom 含め41名
	はつかりサロン	年12回
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年2回
	ファミリーレクリエーション旅行	79名
所沢	ひまわりサロン	年5回・72名
里親会	未委託サロン	1回・22名
	研修会	2回・125名
	入学・卒業お祝い会	66名
	会報「やまなみ」第62号発行	年 1 回発行
	里母の会	1回•12名
	里親子夏のレクリエーション(長野方面)	42名
熊 谷	小中高生の集い	21名
やまなみ会	里親サロン	1回・9名
	ごっこクラブ(パンづくり体験)	計2回・9名
	地区会(親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等)	3回・75名
	入進学・卒業を祝う会	26名
	親睦会(工作)	1回•28名
越谷	交流会(バーベキュー大会)	1回・73名
さくらんぼの	さくらんぼサロン	年5回・39名
会	里親子レクリエーション(日帰りバス、シャインマスカット狩り等)	68名
	里親研修会	1回・15名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援 を目的として、里親委託等推進員(非常勤)が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里 親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施 の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未 委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31 年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する 里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修(「基礎研修」及び「登録前研修」) を里親登録前に受講することが必要。

(ア) 里親(基礎)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者(里親申請書の提出前に受講する)を対 象に、令和6年度は講義研修を7回開催した。

また、講義研修修了者を対象に施設見学を実施した。

【研修内容】〇講義研修(1日間)

- 里親養育論、児童福祉論
- 先輩里親の体験談 など

(イ) 里親(登録前)研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、 令和6年度は講義研修を7回開催した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】〇講義研修(2日間)

- 里親養育論、里親養育援助技術 発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談 ・グループ討議など
- ○養育実習(2日間)

(ウ) 里親(更新)研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を 対象に、令和6年度は、講義研修を5回開催した。

【研修内容】〇講義研修(1 日間)

• 児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

(工) 各児相による研修

児相	研修内容•講師	開催日	参加者数
中央	新規登録里親研修会(2回実施) 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員	6月22日	1 3名
	中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	1月11日	6名
	里親研修会 ①「親子の心がつながる聴き方講座」 ~子どものネガティブ感情に寄り添うときの聴き方のコツ~ NPO 法人リスニングママ・プロジェクト 理事・講師・リス	5月19日	32名
	NPO 法人リスニング ママ・プロジェグド 選挙・講師・リス ナーメンタルケアスペシャリスト 精神対話士 安樂昌美 氏 ②「スマホのある時代の子育て」 ~子どもの利用の現状や安全設定、伝え方など~ MPO 法人イーランチ 副理事長 桑原光子 氏	11月13日	23名
	里親入門講座あげお富士住建ホール里親制度の概要児童相談所職員里親の養育体験談管内里親児童福祉施設の子どもたち里親支援専門相談員	11月9日	16名
南	新規登録里親研修会 南児童相談所 グループワーク「想像してみよう!2歳の女児を紹介されたら」 令和6年度南はなみずき会の活動等について 里親養育体験談 管内里親1名 懇談会	1月19日	8名
	登録里親研修会 川口市立青木会館 講義 中途養育における愛着形成の仕組みとその必要性 質疑応答	5月25日	47名
	里親入門講座戸田市教育センター里親制度の概要児童相談所職員里親養育体験談管内里親2名	10月26日	21名
川越	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室 「傾聴・子どもとの向き合い方」講師:高橋ライチ 氏	11月20日	1 7名
	里親入門講座 <場所>第1回 東松山市民センター 第2回 ウェスタ川越	7月6日 1月25日	26名 66名

所沢	里親研修会(第1回)所沢市民文化センターミューズ <内容>講演「『愛された』と言える子に育てるために ~育ちの観点から見る愛着の伝え方~」 合同会社 Sunflower 代表社員 鴇田陽介 氏	5月20日	62名
	「里親」って?カフェ 志木市いろは遊学館 他7か所で開催 里親制度について 児童相談所職員 里親体験談 管内里親1名	5月31日 ほか	27名
	里親研修会(第2回)所沢市民文化センターミューズ <内容>「ありがとう!特別企画 ~大先輩に聞く~」	2月17日	47名
熊 谷	里親研修会(第1回) <場所>熊谷児童相談所 <内容>・里親さんの体験談 ・グループ討議 里親研修会(第2回)	5月19日	63名
	<場所>熊谷児童相談所 <内容>・体験談「里親家庭で育つということ~こどもの立場から~」 ・グループ討議	1月28日	69名
	里親入門講座【フォスタリング事業 社会福祉法人愛の泉】 <場所>第1回 社会福祉法人 愛の泉 第2回 長瀞町観光情報館 第3回 本庄商工会議所 第4回 熊谷児童相談所 第5回 行田市商エセンター <内容>里親養育体験談 管内里親(1~2名) 里親制度の概要	6月13日 8月10日 11月10日 12月3日 3月8日	5名 3名 11名 10名 29名
越谷	里親入門講座 越谷市北部市民会館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	1 2月7日	11名
# +n	新規登録里親オリエンテーション(1回実施)	3月7日	2名
草加	里親入門講座草加児童相談所里親制度の概要児童相談所職員里親の養育体験談管内里親	7月27日	1 3名

キ 委託解除の状況(福祉行政報告例第57表より)

令和6年度の里親委託解除(措置の変更を含む)の件数は81件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	8件	9.9%
普通養子縁組	1件	1. 2%
特別養子縁組	19件	23. 5%
満年齢	3件	3. 7%
就 職	2件	2.5%
児童福祉施設に変更	1件	1. 2%
他の里親に委託	19件	23. 5%
その他	28件	34. 6%
合 計	8 1 件	100%

図35 委託解除の理由

